

市原の「おたけ騒動・義僕市兵衛記」雑感

Rev.1 2024 年 9 月 20 日

2023 年 12 月 06 日

我部山民樹

1. はじめに

義僕・市兵衛とは『おたけ騒動』に絡み、儒家の林大学頭（はやしだいがくのかみ）と荻生徂徠（おぎゅうそらい）によって世に紹介され、俳人・宝井其角（たからいきかく）の句にも読まれ、江戸中の話題となり、昭和になってからも直木賞小説の題材となった姉崎の人物のことである。

『おたけ騒動』とは、1695 年上総国市原郡深城村で害獣の猪鹿を駆除中に山獵師が鉄砲で百姓の女房・おたけを鹿と間違えて殺してしまったことに始まる。関係する近隣の村の名主らが相談の上、お上に届け出ずに事を隠密に済ませたことが露見し、勘定奉行・荻原重秀（おぎわらしげひで）によって裁かれ、獵師は死罪、姉崎村の名主・次郎兵衛ら 10 人が伊豆大島と三宅島に遠島、9 人が追放となり、そのうえに土地家屋没収という驚天動地の一大事件である。

この騒動に絡み、次郎兵衛の下僕・市兵衛が主人・次郎兵衛の赦免を願い出た。その献身的かつ並外れた赦免嘆願運動が勘定奉行・荻原重秀をはじめ幕閣を動かし、ついには 11 年後に次郎兵衛のみならず生存していた流人や追放者全員がご赦免となったという美談であり、そして主人に対する忠義を激賞された市兵衛は褒美として田畑を賜り、さらには空席となっていた姉崎村の総名主に推挙され、苗字帯刀まで許されたという出世譚が『義僕市兵衛記』である。

『おたけ騒動』や『義僕市兵衛』についてはいろいろな著書・史資料（（*1）に詳しく述べられているので（内容に多少の差異はあるが）、騒動の顛末や市兵衛とその子孫について詳しく知ることが出来る。が、裁きを覆した公儀の思惑や次郎兵衛をはじめ釈放された名主たちのその後の消息についてはほとんど語られていない。

以下について調べて、雑感を述べる。

- ① 裁きは「生類憐みの令」により庶民が苦しめられていた時期で、その定めに対し慎重に対応していただろうし、誤殺の罪の重さは承知していたと思われるが、それでも、処罰の重さは彼らの想像を超えただろう。内済にしたことがあったにせよ、時の定め（法）に照らして、この過重な処罰は妥当だったのだろうか？罪科は「鉄砲にて人を打殺候にて」の一文だけである。
- ② 市兵衛の並外れた主人への忠義心と赦免嘆願運動が幕府を動かしたことは紛れのない事実だが、荻原重秀が自ら下した過重の刑罰を自ら先頭に立って覆して赦免にしたその胸中や如何に、そして幕府の思惑はいかばかりなのだろうか？この間、荻原重秀の後ろ盾である 5 代將軍綱吉（*2）、それに幕政を主導してきた側用人・柳原吉保（やなぎはらよしあす、幕府側用人・譜代大名。第 5 代將軍綱吉の寵愛を受けて、元禄時代には大老格として幕政を主導した。）の体制は変わっていない。
- ③ 名主らは不幸にも事件に巻き込まれてしまったが、釈放後は幸せな日常生活を取り戻したのだろうか？

*1. おたけ騒動・義僕市兵衛に関する史資料

その 1. 文献一覧

文献名	著者	備考
-----	----	----

市兵衛記	林信篤 (はやしの ぶあつ)	江戸時代前期・中期の儒学者、大学頭（だいがくのかみ、江戸幕府に仕えた儒官の長）として昌平坂学問所（神田湯島に設立された江戸幕府直轄の教学機関・施設）を管掌した。 本件を取扱った勘定奉行・荻原重秀の命によりこれを著作した。
記義奴市兵衛事	荻生徂徠 (おぎゅう そらい)	江戸時代中期の儒学者、思想家、文献学者、その影響は幕末まで及んだ
義奴市兵衛	角田九華 (つのだき ゅうか)	江戸時代の儒学者
窓の須佐美、田舎の津登（随筆）	松崎堯臣 (まつざき たかおみ)	江戸時代中期の儒者、丹波篠山藩の家老
義僕姉崎市兵衛	林壽祐 (はやしじ ゆうすけ)	
義僕市兵衛（房総及房総人）	鈴木弘	
義僕市兵衛物語（歴史地理）	大森金次郎	明治～昭和初期の日本史学者
義僕市兵衛の伝記（旭光）	加瀬常蔵	
『上総町郷誌』（明治22年）第一篇市原郡「姉崎村」	小沢治郎左衛門	
義僕市兵衛伝	齋藤栄次郎	市原地方史研究家
南総の義僕市兵衛（伝記）	鴫田恵吉 (ときたえ きち)	大正時代、郷土史家
小説・上総風土記（直木賞受賞作品）	村上元三	作家
上総義民伝（千葉日報連載小説）	安島建人	作家
義僕市兵衛（村、農民と鉄砲）	小幡重康	

お竹騒動・市兵衛記	大室晃	市原地方史研究家
「おたけ」騒動余聞	根本幸雄	遠島された迎田村名主（根本）七郎兵衛の子孫
忠僕市兵衛物語	齋藤孝三 （たかぞう）	齋藤市兵衛家の第13代目
「お竹騒動・義僕市兵衛」（市原市史資料集・近世編・2008）	西脇康ほか	
深城村元禄鉄砲騒動・一名「市兵衛記」関係史料（姉崎公民館主催事業「市原の歴史」より）	宮本敬一	① 高橋鳴鶴による「市兵衛記」の解説 ② 小沢次郎左衛門 「義僕市兵衛」 ③ 林大学頭と荻生徂徠の市兵衛記 ④ 「土民市兵衛記事（船橋市立図書館本）」 ⑤ 島野落合家本 ⑥ 深城村元禄鉄砲騒動 略年表
深城村鉄砲誤射事件「お竹騒動」を読む	宮本敬一	関係資料 ① 題欠（市原市島野 元落合家文書） ② 元禄鉄砲記（木更津市大寺 宮本家文書） ③ 姉ヶ崎村土民市兵衛記事（船橋井市所蔵） ④ 市原市姉崎斎藤家資料（現在市原市所蔵） ⑤ 西脇康ほか「お竹騒動・義僕市兵衛」（市原市史資料・近世編2・2008） ⑥ 小沢治郎左衛門『上総町郷誌』（明治22年）第一篇市原群「姉崎村」

その2. 映画・芝居他の一覧

項 目	備 考
映画；明け行く土（1941年）	原作；村上元三
芝居；市村座で興行	狂言作者；川竹新七
芝居絵	錦絵画家；国貞
俳句：「起きて聞け此ほととぎす市兵衛記」。この句には、「禄を給はりたる事世に聞え侍るを」との前書きがあ	松尾芭蕉の高弟・宝井其角の句。 其角は荻生徂徠の隣に住んでいた。それで市兵衛のことをよく知っていて、この句を詠んだのだろう。後年、小林一茶が市兵衛の墓のある姉崎村の妙経寺を訪れたとされる。

る。為政者に対する痛烈な風刺とされる。	
浪曲	
講談	

その3. おたけ騒動関連の古文書

(闕所(けっしょ、没収)地の売渡証文、赦免嘆願書等)

保有場所	備 考
市原市・姉崎小学校 (*3)	1 通 (1706 年、遠島赦免につき姉崎村ほか百姓願書、流人の次郎兵衛、七郎兵衛、甚太夫、重兵衛、半十郎の名がある)
市内片又木・齋藤徳利家 (明智光秀の側室「ふさの方」を不入斗の西光院まで護衛した光秀家臣・齋藤利治の子孫を名乗っている。光秀の子孫を名乗る鈴木家が今も側室と先祖の墓守をしているが、祖先は光秀と側室との間に生まれた子と推測される。いずれも根拠を示す史料は残っていない。)	20 通 (そのうちの一通、1698 年の赦免願書の差出人は片又木村名主・庄左衛門、不入斗村名主・太郎右衛門、同・増右衛門)
市内迎田・根本幸雄家 (七郎兵衛の子孫)	七郎兵衛の島からの内証文 3 通 宛先は根本吉兵衛 (父親) 他、差出人は根本七郎兵衛
市内姉崎・齋藤孝三家	5 通 (うち 1 通は姉崎小学校に)
船橋市西図書館	1 通 (1705 年、姉崎村土民市兵衛記事、表紙は樋口又兵衛御代官所、土民市兵衛記事)
海保・鵜矢進家	深城村住人加藤東吉郎吉治著「□□(鉄砲?)一乱起井遠嶋追放人之吏」
立野・切替尊文家	お竹騒動関係資料 (源頼朝が立野村名主・長右衛門宅を発つとき、同家の竹林から竹を切らせて旗ざおの取替えを命じたことにより、後年長右衛門に「切替」の姓を与えたという伝説が残されている。)
島野・落合家	題欠 (市原市島野 元落合家文書)
木更津・宮本家	元禄鉄砲記
以下は参考、おたけ騒動に無関係	
市内今富・千葉貞胤家	1 通 (1757 年の「若頭任命につき・・・」、宛先; 名主・弥五左衛門)
市内青柳・中村廸夫家	1 通 (1648 年、青柳村年貢割付表、差出人庄屋・百姓中)
市内島野・石原義雄家	1 通 (潤井戸村年貢割付状)

*2. 将軍綱吉の政治基盤

*3. 姉崎小学校所蔵の赦免に関する古文書

[illegible]

訴訟人	万五郎（次郎兵衛の長男）
	市兵衛
同迎田村	安の丞（七郎兵衛が頼りにしていた人・・根本幸雄氏による）
同豊成村	七平
同	重三郎
立野村	吉兵衛
流人	次郎兵衛
同	七郎兵衛

同	甚太夫
同	重兵衛
同	半十郎

2. おたけ騒動と義僕市兵衛

お竹騒動、義僕市兵衛の詳細は各種文献に譲るとして、ここでは検討のために必要な概要にとどめる。

1695 年、上総国不入斗村、同村枝郷（えだごう、分出した集落）迎田村・深城村・永藤村、片又木村、姉崎村、天羽田新田のあたりに猪や鹿が多く出没し田畑を荒らしまわるので、農民は手を焼いていた。徳川 5 代将軍綱吉が制定した『生類憐みの令』が發布され、その流れで『鉄砲改』（＊4）が發布された。「許可された本人以外は打たないこと、鉄砲にて人を誤殺した場合は厳罰に処せられること、猪鹿が田畑を荒らしても、空砲と勢子（せこ、狩猟を行う時に、山野の野生動物を追い出したり、射手のいる方向に追い込んだりする役割の人）で追い払うこと」との定めであった。農民の鉄砲使用の規制と、動物保護が目的であった。しかし空砲で害獣を脅かして追い払っても、少し経てばまた荒らしにきた。（現代でも同じだが、害獣を放置すると増え続けて、被害がますます拡大してしまう。今は拡大している時期である。）。その後、「やむを得ぬときには、役所に届け出てから猪鹿狩をしてもよい」との追加のお触れが出た。

（『生類憐みの令』がありながら、農産物確保（年貢米）のために、猪鹿をある程度駆除するのは止むを得ないと幕府も判断したのであろう。）

＊4. 鉄砲改とお触れ

・1687 年設置の鉄砲改め；許可された本人以外には肉親であっても使用することを禁じている。鉄砲で誤って人を殺した場合であっても、本人は死罪、名主、五人組まで重くて遠島、あるいは家財没収、あるいは追放の刑に処せられる。農村の鉄砲は領主が支配下の農民に預けて耕地を荒らす猪や鹿を追い払わせた「四季打鉄砲」（2 月～11 月）と、「狩猟用鉄砲」との 2 種類があり、名主・五人組、預主から証文を取って貸し付けている。

この法令が出ているというものの、猪鹿が田畑を荒らす場合には、空砲や勢子で追散しても効果なく、やむを得ぬときは時刻や日数を定め、役所に届け出てから猪鹿狩を行ってもよいとお触れが 1689 年に出ている。

・綱吉による鉄砲改めが、生類憐み政策の一貫であり、自主自立の精神を保ちつつ領主に仕えた在郷土的武士色を払拭して、組織された武力を主君が完全に掌握・統制するような政治形態を実現するところに目的があった。それを裏づける史料も手堅く示されている。江戸期を通じて、領主が保有する数の数倍の鉄砲が農村にあり、綱吉も作物を守るために有害鳥獣を殺すこと自体は禁止しえなかった事実が興味深い。

深城村、不入斗、迎田村、永藤村、姉崎村、片又木村 6 か村の名主が協議して、望陀郡長谷川村の山獵師・惣兵衛に依頼して猪鹿狩を行うことに決めた。

（農民は害獣を脅かす空砲を打つことが出来ても、確実に撃ち殺すほどの腕はないので、プロの技が必要だったのだろう。）

お上に届け出た上で、日時、場所を決めて順次猪鹿狩を進めた。その後隣接する立野村や豊成村の2か村も加わるようになった。

ところが8月、深城村の大須林にて惣兵衛が誤って深城村の百姓の妻「おたけ」を撃ち殺してしまった。(農民は、『生類憐の令』や『鉄砲改』が、理不尽な定めと思いつつも、代官所の厳しい指導や詮議もあり、熟知していたので当然遵守していたはずだ。もし誤殺すると、猟師は死罪に、関係者も厳罰に処せられることを知らないわけではなかったが、「まさか誤殺するとは夢にも思っていなかった」ので、それまでは真剣に考えたことが無かった。いざ誤殺が生じてしまうと名主たちはすっかり気が動転してしまった。)と推察する。)



姉崎村8か村の名主らが相談した結果、天羽田村の馬喰・太郎兵衛の提言を受け入れて、お上に届け出ないことにし、近隣3か村(椎津村、白塚村、朝山村)を立ち合いに頼み、たけの夫・九左衛門、たけの兄で望陀郡新田村・作右衛門に弔慰金を贈ることにした。所謂示談で事を済ませることにした。(公儀に露見した場合のことまで気が回らなかったのかもしれないが、気が回っていたにしても、「公儀の理不尽な定めによる過重な罰」から身を守るためなので、結論は変わらなかったのかもしれない。誰でもこのような状況に置かれると内済にしてしまうのではなかろうか?)

なお、惣兵衛を発心出家のため高野山に登らせることにしたとの話もあるが、定かではない。

やがて事件は公儀に知れるところとなり、関係者は勘定奉行・荻原重秀に裁かれ、獵師は死罪、その他関係者は伊豆大島や三宅島へ遠島刑に処せられか、あるいは追放刑に処せられ、その上で全員が土地家屋没収となった。（＊5）

＊5. おたけ騒動で処罰された人たち一覧

赤字；猪鹿狩を行った村

青字；事件後の協議に参加した

村名	名前	処分	その後
望陀郡長谷川村	山獵師・惣兵衛（猪鹿狩でおたけを誤殺した下手人）	1696 年、死罪	
姉崎村	名主・次郎兵衛	1696 年、伊豆大島に遠島	1706 年、赦免
姉崎村	名主・弥右衛門	1696 年、伊豆大島に遠島	1700 年、島にて病死
片又木村	名主・次郎右衛門 （倅長兵衛が遠島御赦免を企て、運動するが病没）	1696 年、伊豆大島に遠島	島にて病死
不入斗村	名主・縫乃丞	1696 年、伊豆大島に遠島	島にて病死
立野村	名主・半十郎	1696 年、伊豆大島に遠島	1706 年、赦免
豊成村	名主・甚太夫	1696 年、伊豆大島に遠島	1706 年、赦免
豊成村	名主・重兵衛	1696 年、伊豆大島に遠島	1706 年、赦免
迎田村	名主・七郎兵衛	1696 年、36 歳にて三宅島に遠島（事件を起こした村ではないが）	1706 年、赦免
深城村	名主・七郎右衛門 （猪鹿狩を企て、他村に働きかけた人。事件を起こした村）	1696 年、三宅島に遠島	1696 年、島にて牢死
深城村	たけの夫・九左衛門 （金を貰って内々に済ませようとは‘もっての外’との理由で）	1696 年、三宅島に遠島	1702 年、島にて栄養不良で餓死
永藤村	名主・長右衛門	1696 年、追放 （狩猟関係名主だが何故か遠島になっていない。）	追放中に病死
深城村	組頭・伊作	1696 年、追放	追放中に病死
深城村	組頭・太郎兵衛	1696 年、追放	1708 年、赦免
深城村	組頭・善右衛門	1696 年、追放	1708 年、赦免

白塚村	名主・庄兵衛 (公文書の作成に長けていたから、作成の依頼をされただけだが、故意に事件の記録を避けた罪)	1696 年、追放	追放中に病死
椎津村	名主・作左衛門	1696 年、追放	1708 年、赦免
朝山村	名主・与左衛門	1696 年、追放	1708 年、赦免
天羽田村	馬喰・太郎兵衛 (義侠心で後始末を買って出て、示談で事を済ませようと働きかけた)	1696 年、追放	死没
望陀郡新田村	おたけの兄・作右衛門	1696 年、追放	追放中に病死
天羽田村	名主・八右衛門 (九左衛門・おたけの仲人)		判決が下される前に牢死

(姉崎公民館主催事業「いちはらの歴史」の深城村元禄鉄砲騒動・一名「市兵衛記」史料⑥をベースに)

このため名主の奉公人達は暇を出され離れていったが、そんな中、姉崎村の名主・次郎兵衛の奉公人・市兵衛(このとき 33 歳)は、親子代々世話になった次郎兵衛に恩返しするのはこのときとばかり、次郎兵衛の残された家族を養うことを決心した。市兵衛は単に次郎兵衛に日頃の恩を感じていただけではなく、極めて円満な人柄であるばかりでなく、財をなげうってまで養老川から水を引くとか、農民に蜜柑の作付けや養蚕の奨励をしていた次郎兵衛を深く尊敬して止まなかったのだろう。(※6)

※6. 市兵衛と次郎兵衛

齋藤孝三著「忠僕市兵衛物語」より

【・市兵衛は次郎兵衛の家に作男として住み込んでいた奉公人で、所謂身分卑しい下僕であった。人呼んで姉崎市兵衛、当時 33 歳の男であった。

・当時の姉崎村は隣接小部落を入れて姉崎村総名主が統括していた。姉崎村総名主、本名齋藤次郎兵衛(屋号内出)当時 36 歳、極めて円満な人柄で知られる素封家の主だった。

次郎兵衛の残された家族は年老いた父・得人(73 歳)、女房・おきい、娘・お蝶(6 歳)、倅・万五郎(3 歳)の 4 人だった。ただでさえ貧しい市兵衛にとって彼らを養っていくことは、並大抵なことではなかった。

小作の仕事を終えてから、養老川の石運び、姉崎浜での漁師の手伝い等々、女房・おのぶとともに死にもの狂いで働いた。あげくには、一人娘・お清(8 歳)を十年期八両で子守奉公に出し、その前借り金で建てた小屋に一家を住まわせ、自分たちは土間に藁を敷いて寝たという。

その後 10 年以上の長い間、依然として旧主人に仕える如く接したという。常人の到底なし得ない忠義そのものであった。

一方、市兵衛は、お上に次郎兵衛の赦免を願い出た。姉崎隣接の五井にある代官所に願い出るだけでなく、次郎兵衛の長男・万五郎を背負い、江戸（JR の姉ヶ崎駅から東京駅まで 58 キロメートルある。それ相当の距離である）の奉行所に何度も赦免を願い出た。自分を身代わりに島流しにしてほしいと願い出たこともあった。その熱誠に心を動かされた幕府は事件発生から 11 年後の 1706 年に赦免とした。勘定奉行・萩原重秀より一連の報告を受けて、老中筆頭・本多伯耆守正永をはじめ幕閣一同の判断により決定したという。5 代将軍綱吉の母桂昌院（1705 年 8 月死没）の一周忌に当たる特赦のときであった。

次郎兵衛一人にとどまらず、遠島の人たちは悉く赦免となり、いったん江戸に帰され、その後家族や親類に引き渡された。

市兵衛に対しては、公儀は忠義心の報奨として土地や金銀を与えた。

市兵衛は空席となっていた姉崎村の総名主に推挙せられ、苗字附帯を許されて初代齋藤市兵衛（おそらく、齋藤次郎兵衛の姓を譲り受けたのだろう）を名乗り、帯刀御免の家柄となった。

この事件での処罰は、死罪 1 名、遠島 10 名、追放 9 名、合わせて 20 名に達した。入牢中に 2 名、遠島中に 5 名、追放中に 2 名の計 9 名が釈放前に死亡しているので、赦免されたのは 11 名だけである（※6）。

事件当時、姉崎村は甲斐徳美藩（藩主・伊丹勝守）の知行地であった。

3. 主な出来事を整理する。

年代	おたけ騒動と市兵衛の赦免嘆願運動	国内の主な出来事
1680 (慶長 1 年)		綱吉、5 代将軍に就任 儒教(特に朱子学)の教えを政治基盤とした。 上下関係に厳しい学問なので、厳しい身分制度を維持するために都合がよかったとされている。主人に対する忠義を重んじる
1682 年		・『生類憐みの令』発布 (処罰が確認できたのは 69 件で、極刑に処されたのは 13 件とされている)
1687 年		・『鉄砲改』設置 猪鹿が畑を荒らす場合、空砲や勢子で追散してもよいが、誤殺した場合には本人は死罪、名主らは遠島、あるいは追放、あるいは田畑家財の没収。(猪鹿を撃ち殺すことの禁止)
1689 年		・『鉄砲改』に関するお触れを発布 猪鹿が田畑を荒らす場合には、空砲や勢子で追散しても効果なく、やむを得ぬときは時刻や日数を定め、役所に届け出してから猪

		鹿狩を行ってもよい
1690 年 (元禄 3 年)		・荻原重秀、佐渡奉行に就任。(その後 21 年間在任したと) 翌年佐渡に渡海し、金山の再生を行う
1695 年 (元禄 8 年)	・2 月、姉崎総名主・次郎兵衛宅にて、不入斗・深城・迎田・片又木・立野・豊成・天羽田・姉崎 8 か村の名主が立合い、田畑作物を荒らす猪鹿対策について相談、望陀郡長谷川村(もうだぐんはせがわ)の山獵師惣兵衛に猪鹿狩りを依頼することにする ・8 月 12 日、暮れ方、深城村「中ひよ」の竹藪にて、惣兵衛が百姓九左衛門女房「おたけ」を鹿と見間違っ撃ち殺す ・10 月、幕府の知るところとなる ・11 月、関係者が江戸に出頭を命ぜられ、糾問される	・佐渡奉行・荻原重秀、慶長金及び慶長銀を改鑄する。著しく悪化していた幕府財政を立て直すためである
1696 年	・8 月 6 日、勘定奉行・荻原重秀の裁きにより、評定所にて三宅島に深城村名主・七郎右衛門、迎田村名主・七郎兵衛、深城村・九左衛門の計 3 名、伊豆大島に姉崎村名主・次郎右衛門、不入斗村名主・縫之丞、立野村名主・半十郎、豊成村名主・甚太夫、同・重兵衛の計 7 名が遠島を命ぜられた。深城村組頭・太郎兵衛、同・伊作、同・善右衛門、永藤村・長右衛門、椎津村・作左衛門、白塚村・庄兵衛、朝山村名主・与左衛門、天羽村馬喰の太郎兵衛、新田村・作右衛門(おたけの父)の計 9 人が追放を命ぜられた。 - いずれも田畑屋敷闕所(没収)を命ぜられた。 ・この時、次郎兵衛には妻のほか、七十八歳の老父得入と、七歳の女儿テウ、四歳の男子万五郎がいた。 - 妻はこのとき臨月であったが、次郎兵衛流罪後、一女トミを生んで没した。	・4 月、荻原重秀が勘定奉行に就任 ・8 月 11 日、荻生徂徠、柳沢吉保に召し抱えられる

	・ 6 月 30 日、七郎右衛門牢死	
1697 年		・ 荻原重秀、元禄検地と地方直しを行う ・ 元禄の火事（元禄大火の一つ） 善心寺というお寺から出火し、旗本の屋敷が 363 軒も焼失
1698 年	・ この年より片又木村・次郎右衛門の倅・長兵衛等による遠島人赦免の請願活発化。市兵衛もそうした動きに加わる	・ 12 月、絵師・英一蝶（はなぶさいっちゃん）、三宅島に流刑となる。 ・ 勅額の火事（元禄大火の一つ） 死者 3,000 人以上、大名屋敷や寺院も消失したとされている
1700 年 （元禄 13 年）	・ 八右衛門、病死（1705 年説もある）	・ 12 月、「生類憐みの令」を真っ向から批判した徳川光圀没す
1702 年	・ 次郎右衛門、没す	・ 12 月 14 日、赤穂浪士、吉良邸に討ち入る。 江戸の市民は仇討ちに拍手喝采し、武士たちの中にも主君の仇を討ったことを賞賛する声は少なくなかったものの、処罰は「公儀を恐れざるの段、重々不届き候、これに依り切腹申し付ける」となる 幕府としては、討ち入りは「徒党」であり仇討ちとは認めないという立場 通常、このような罪には斬首が言い渡されるが、赤穂浪士達の立場を考慮したのか、武士の体面を重んじた切腹という処断
1703 年		・ 11 月 29 日、水戸様火事（元禄大火の一つ） 水戸藩上屋敷が火元 武家屋敷 275 軒、寺社 75 ヶ所、町屋 2 万軒の被害が出ており、面積にして東西 12km・南北 8km の範囲が焼けたとされる ・ 12 月 31 日、元禄大地震発生。被害が甚大で社会不安を引き起こした
1704 年		・ 1703 年末～1704 年初にかけて、浅間山噴火 - 火砕物降下 ・ 3 月、種々の虚説（流言飛語）への取締

		を命じる町触が出され「宝永」に改元された
1705 年 (宝永 2 年)	・ 正月、荻原重秀自らが市兵衛の訴訟を聴き、市兵衛の忠義に感銘を受けて次郎兵衛をはじめ流罪人の赦免に向けて動き出す。 ・ 片又木・長兵衛、病死する。「親孝行の長兵衛」といわれる	この頃荻原重秀が姉崎・天羽田村の地頭（領主）となる。(1707 年の乍恐追放御赦免願候に「当地頭荻原近江守様御知行所太郎兵衛」と記載しているし、それ以前に荻原の名前は出てこないの、この頃就任した?)
1706 年	・ 8 月、流罪の者たち赦免となる。 ・ 8 月 23 日、伊豆大島から次郎兵衛、半十郎、重兵衛、甚太夫の 4 名が帰国する ・ 林壽祐氏によると【次郎兵衛は没収せられた田畑（田畑山林宅地五町七丹四歩）を返戻され、市兵衛は主人以上の広さの土地を下賜された。】とある。市兵衛 13 代目の子孫・齋藤孝三氏によれば【市兵衛は田畑六町歩を授けられただけでなく、山林一町歩、金子十両、奉行所より脇差一腰、老中稲葉丹後守より紋付羽織一枚、比企長右衛門はじめ、四十七名より各金子千二百両疋宛を賜るといふ異例の恩典に浴した。】と。 - また【この時以来、空席となっていた姉崎村総名主（各部落に小名主がいたが姉崎村総名主が統括していた。）に市兵衛が推挙せられ、苗字附帯を許されて初代齋藤市兵衛を名乗り、帯刀御免の家柄になった】と。 - これらは勘定奉行・荻原重秀ではなく地頭・荻原重秀の下賜として間違いなからう。そのために荻原重秀は姉崎村と天羽田村の地頭に就任したのであらう。 ・ 9 月、七郎兵衛、三宅島から帰国する。七郎兵衛の子孫・根本幸雄氏によれば【七郎兵衛の三宅島からの内証文 3 通	・ 勘定奉行・荻原重秀、宝永銀を改鑄した ① 元禄金は品位が低く、折れたり、損傷することもある、通用に不便が多いので、古金（慶長金の意）と同じ品位の金貨に吹き直す、ただし貨幣の流通量を減らさないように、多少小形にする、 ② 元禄二朱金は廃止するので、所有しているものは引き替えること ③ 新金（宝永金の意）が広く流通するまでの間は、古金も同様に使用することなど 改鑄は幕府の財政難補填が最大の目的であった

	が残されている。 帰国時、国元へのみやげに絵師・英一蝶の絵二幅持ち帰り、弥五左衛門に一幅を贈った、それに櫨の苗木三本を持ち帰った。帰国に際し、島より幼い少年を伴い来る。その出自についての言い伝えはない。】と （英一朝蝶と、流人同士で交流していたことが分かる。）	
1707 年 （宝永 4 年）		・ 4 月、俳人・榎本其角（宝井其角）没す ・ 10 月、宝永大地震が発生。 ・ 12 月、富士山大噴火、宝永山できる。 世間には、地震と噴火の元凶は為政者である將軍綱吉や幾度も貨幣を改鑄した荻原重秀の悪政の証拠だと言われた。（いわれのないことだが）
1708 年	・ 追放の者たち（深城村・太郎兵衛、同善左衛門、朝山村・与左衛門、椎津村・作左衛門）赦免となる。（深城村・与作、白塚村・庄兵衛、永藤村・長右衛門、天羽田村・太郎兵衛、同八右衛門は病死または牢死） ・ 七郎兵衛（このとき 49 歳）、家督を長子・大八に譲る。時に 49 歳。以後七郎兵衛の消息は不明。位牌・墓石にその名は見えず、家伝すらない。倅・大八は祖父の名を継ぎ、吉兵衛と称した。】と。（根本幸雄氏による）	
1709 年		・ 2 月、將軍綱吉没し、綱吉時代が終焉。『生類憐みの令』廃止。 ・ 5 月、家宣、6 代將軍となる。 新井白石が徳川家宣の侍講として、お側用人・真鍋詮房とともに幕政を実質的に主導する体制となる
1710 年 （宝永 7 年）		・ 荻原重秀（綱吉時代終焉後も自らの信念に基づき、新井白石らの反対を押し切って）宝永金（慶長小判と純度は同じだが、サイズと重量はその約半分）と宝永銀を改鑄した。

1712 年		・ 荻原重秀、失脚。 貨幣改鑄等の政策を巡って対立した新井白石に追い落とされた。
1713 年		・ 荻原重秀、変死を遂げた。獄死とか断食による自死とかいわれているが、死因は定かではない。
1734 年 (享 保 19 年)	【市兵衛は享保 19 年 4 月 2 日に 72 歳で永眠し、姉崎村妙経寺に葬られた。 市兵衛の墓は旧主次郎兵衛と並んで正面に立っています。これは死んでも市兵衛と一緒に居たいという次郎兵衛の遺言によるものだそうです。】 (齋藤孝三氏による) 万五郎の墓も並んでいる。中央が市兵衛の墓である	
1742 年		・ この年に定められた公事方御定書(御定書百か条) の 「人殺並疵付候もの御仕置之事」 殺人罪、傷害罪の他、過失による致死傷について定める。それまでは車や牛車で人を誤って死傷させても罪に問われなかったが公事方御定書では流罪にするようになった (ウィキペディア)

4. 騒動の罪と罰

(1) 猪鹿狩の届出の不備があったのだろうか

空砲で猪鹿を脅かして追散する届出ししかしていないのに、鹿を駆除しようとして、誤って人を撃ち殺してしまったので罪が重くなった可能性があるとの指摘 (*7) もある。それは的を得ているようだ。猪鹿を鉄砲で脅しても効果が無く何度も猪鹿に田畑を荒らされた挙句に困り果てて駆除することにしたが、「生類憐みの令」があるので猪鹿を撃ち殺す申請をしても許可が下りない。そこで猪や鹿を鉄砲で脅す届け出をして実は撃ち殺すことにした。わざわざほかの村から腕前のよい山猟師を呼び寄せているので、お上をたばかって最初から撃ち殺すつもりだったと解釈するのが妥当のようである。名主たちは法を犯していることがあばかれてしまい、罪に問われることになってしまう。そこでお上に届けずに内済にせざるを得なかったのであろう。勿論惣兵衛の死罪を免れるためでもあったのだろう。

猟師惣兵衛が誤殺直後に、鉄砲で自死しようとして止められたとされるが、惣兵衛は『鉄砲改』により、鉄砲で人を殺めた者は例え過失であろうと死罪になることを知っていたからに違いなからう。

*7. 届出の不備を指摘する資料の紹介

関係村の人たちから奉行所に赦免嘆願書が出ていて、その文中に「猪鹿おわせ申候」とある。また 1705 年発刊の「田舎の津登」（松崎堯臣）にも「鉄砲を放ちてこれを劫（おく、脅す）せし」とある。この猪鹿狩は射殺より、鉄砲で脅かすことに目的があったとみてよさそうである。従って御公儀にもそのように届け出ていたのであろう。それだけに一層罰を重くしたものと思える。（大室晃著「お竹騒動・市兵衛記」より）

ちなみに、過失による致死傷の罪を定めたのは『鉄砲改』より約 50 年後の 1742 年に「公事方御定書(御定書百か条)」(*8)が発令されてからである。それまでは過失の有無にかかわらず死罪にされた。

*8. 公事方御定書(御定書百か条)

「人殺並疵付候もの御仕置き事」では、殺人罪、傷害罪の他、**過失による致死傷**について定めた。それまでは車や牛車で人を誤って死傷させても罪に問われなかったが公事方御定書では**流罪**にするようになった。（ウィキペディア）

（２）罪科と処罰

①『鉄砲改』に基づき誤殺を届出した場合の想定される罰

- ・事件を起こした深城村が公儀に届け出れば、惣兵衛は死罪、深城村の名主、組頭、狩りに同行した勢子（せこ、狩猟を行う時に、山野の野生動物を追い出す役）の九左衛門は遠島、あるいは追放、あるいは家財没収のいずれかではなかろうか？
- ・猪鹿狩の届出はおそらく連名で行っていると思われるので、その場合は連帯責任にて深城村以外の名主らは遠島、あるいは追放、あるいは家財没収となる可能性があるが、深城村より多少軽い処罰の可能性があるとと思われる。単なる憶測だが。

②内済にした場合の罪の種類

『鉄砲改』に定める罪科に付加される罪状を想定すると

- ・公儀をたばかって、ないがしろにした罪は重いのだろう
- ・おたけの夫は勢子として狩りに参加して、竹藪に潜んでいた「おたけ」を鹿と見間違い、猟師に「あっ、鹿が！」と指さした罪
- ・馬喰が弔慰金で済ませるように提言した罪
- ・名主らが弔意金で方をつけ、お上に届け出ないで内済にし、猟師の罰を逃れようと図ったばかりか、自分たちも遠島等の罰を逃れようとした罪
- ・「おたけ」の夫や兄が弔意金を受け取ってお金で済ました罪
- ・朝山村、椎津村、白塚村は猪鹿狩には参加しなかったが、対策のための協議に参加し、一緒に事件を隠蔽した罪（頼まれただけであり、気の毒）
- ・白塚村の庄兵衛は公文書作成に協力し、故意に事実を曲げた罪。（自分の意志ではなく頼まれただけなのに、全く気の毒）

③ 処罰

- ・幕閣は、公儀を軽んじて内密にしたことに対し、不埒千万ということなのだろう。それで過重の罰を下した。（しかし『鉄砲改』のことや、内済にしたとかの経緯をあまり承知していない一般庶

民は罰の重さに驚天動地したことであろう。『鉄砲改』を知っていた当事者たちも、処罰された人の拵がりと重罰に呆然自失状態だったのではなかろうか？)

(3) 荻原重秀(*9)の個性により、過重の刑になった可能性はないだろうか？

荻原重秀は1690年に佐渡奉行に抜擢されている。そして『おたけ騒動』後の約8か月後の1696年8月に勘定奉行にも就任している。名奉行といわれ、佐渡金山の再生、それに貨幣の改鋳で幕府の財政を立て直した人物として有名だが、その一方、貨幣改鋳で浮かせた金で幕府財政の赤字を穴埋めしたが、物価高を招き、私利をむさぼったとしての悪評もある。たまたま『おたけ騒動』の事件に遭遇し、着任の約4か月後に裁定した。

*9. 荻原重秀(人物像と業績)

- ・日本国語大辞典には【五代将軍綱吉に登用され、貨幣改鋳を行なう。のち、私利をむさぼった責任を新井白石に弾劾されて失脚。】とある。

- ・膨大な著述を残した新井白石によって、一方的に歴史の悪役に貶められた。

荻原重秀は一切書き残さなかったが、新井白石は「折りたく柴の記」の中で「荻原は26万両(1両が10万円相当の価値とされる)の賄賂を受けていた」などと繰り返している。(それは事実だったのだろうが、賄賂を断らなかっただけで、それが目的で貨幣改鋳政策を実行したのではなかろう。現代の倫理観では許されないことだが、この時代の幕閣にはこのような賄賂の事例は多かったのではなかろうか？清濁併せ呑むような人物だったのであろう)

- ・主な業績

市原市教育委員会；「市原市史」によれば主な業績は

- 【・佐渡金山再生

元禄3年に佐渡奉行に任ぜられた重秀は、当時生産量が落ち込んでいた佐渡金山を再生させる為に、翌元禄4年(1691年)佐渡へと渡海した。

現地にて金山の状況を調べ上げた重秀は、坑内に溜まった地下水を排出する為の排水溝を掘削する事を決める。

その5年後の元禄9年に「南沢疏水坑」が完成し、これにより佐渡金山は生産量が回復した。

- ・貨幣改鋳

重秀は将軍綱吉時代の**経済政策を一手に任された**。元禄期は、佐渡金山は掘尽くし新たな鉱山の発見が困難となったことから金銀の産出量が低下し、貿易による金銀の海外流出も続く一方、経済発展により貨幣需要は増大し、デフレ不況の危機にあり、幕府財政も危機状態であった。元禄8年(1695年)重秀は、慶長小判(金の含有率が84~87%)を元禄小判の慶長小判(同56.4%)に改鋳することにより流通する貨幣量を増加させた。これにより**デフレ不況を脱し、元禄文化の繁栄をもたらした**

- ・重秀の貨幣論

重秀は「貨幣は国家が造る所、瓦礫を以ってこれに代えるといえども、まさに行うべし。今、鋳するところの銅銭、悪薄といえどもなお、紙鈔に勝る。これ遂行すべし。」との言葉を遺している。】これは「小判の素材が金だから尊重されるのではなく、幕府、つまり国家が造った小判だから貨幣として通用するのだ」という事のようなだ

- ・評価

現代の重秀の評価は大きく割れている。国定信用貨幣論を200年余りも先取りした財政観念を持っていたので、その先駆者と評価される一方、貨幣の実質価値を低下させ諸外国の信用低下(今でいう円安)・インフレを招いたと批判されている

村井淳志著；「勘定奉行荻原重秀の生涯」によれば

【ケインズより(経済学の代表的な存在)200年も早く今日の貨幣経済を先取りした男の謎!

五代将軍綱吉時代後半の幕府財政をほぼ掌中にし、辣腕をふるった。マイナスイメージで伝えられる元禄の貨幣改鑄だが、物価上昇は年率三%弱にすぎず、それも冷害の影響が大きい。金銀改鑄以外にも、各種検地、代官査察、佐渡鉱山開発、長崎会所設置、地方直し、東大寺大仏殿建立、火山災害賦課金など、実に多彩な業績を残している】

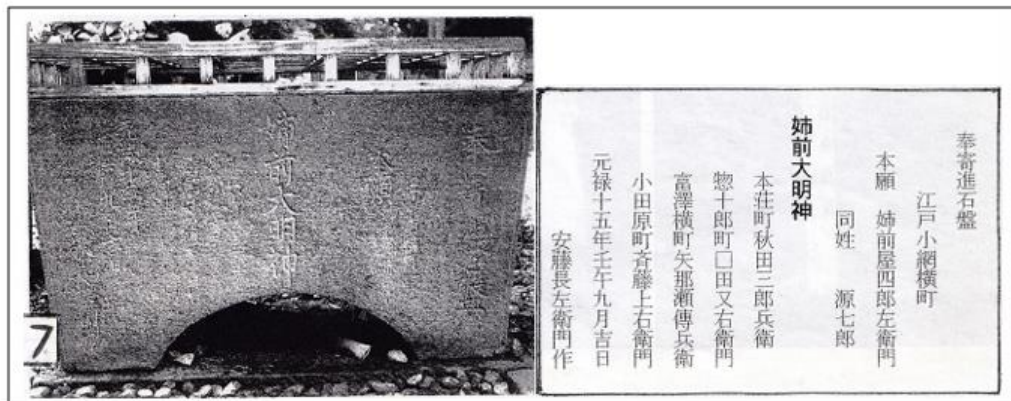
荻原重秀はその経済政策に対する能力を買われ、佐渡奉行に加え、勘定奉行に抜擢されたばかりだった。公儀の威光を示すために断固たる裁きを下したのであるが、その個性が罰の重さに与えた影響は史資料もないので、まったく分からない。荻原重秀は書物を一切残さなかった。

5. 特赦を受けた要因

市兵衛は、父親の赦免嘆願を始めた片又木次郎右衛門倅・長兵衛の嘆願運動に加わって、次郎兵衛の赦免嘆願運動を開始したのだ。市兵衛は日本橋で米問屋を営む姉崎出身の姉前屋四郎左衛門(あねさきやしろうざえもん)(※10)の支援を受けている。市兵衛一人の事績ではなく、また複数の要因が重なって目的を達成できたのであろう。

※10. 姉前屋四郎左衛門

・江戸日本橋小網町で穀物問屋を営む姉崎出身の人物である。「おたけ騒動」によって遠島の刑に処罰された名主達の赦免を祈願して、元禄15年(1703年)、手水鉢(ちょうずばち)を姉崎神社(古くは姉前神社)に奉納したと言われている。現存している。



・遠島になった姉崎村名主 治郎兵衛の下僕 市兵衛 が奉行所への嘆願の手続きの折、これを助け、また、穀物問屋の利点を活かして流人の島との消息、文通を手助けする等、身を捨てて赦免嘆願に尽力した。後に、市兵衛共々奉行所より莫大な褒美を頂戴し、以後、幕府の永代御用商人として栄えた。

世に喧伝されてきたように、市兵衛の献身的かつ並外れた忠義心(※11)による赦免嘆願運動が勘定奉行・荻原重秀をはじめ幕府を動かしたことは疑いの余地がない。

※11. 市兵衛の事績に対する評価

齋藤孝三著「忠僕市兵衛物語」の編集後記に、

【時の儒者荻生徂徠（おぎゅうそらい）先生の言葉に『寔（まこと）に世にも稀な美談である。』と前置きされて次の様に述べられています。

『赤穂義士の快挙は‘人口に膾炙’（じんこうにかいしゃ、多くの人の話題にのぼり、広く世間に認められること）されている所であるが、市兵衛の比の度の事蹟は之に劣らぬ快挙である。赤穂義士は平生禄を食んで居る武士なれば、主人の無念を晴らす為には、自己の一身を抛つ（なげうつ）べきは寧ろ（むしろ）理の当然と言わねばならぬ。而るに市兵衛のこれは単なる下僕に過ぎず、敢て一身を犠牲にして迄主人の危急を救わねばならぬとは断じ難し。剰（あまつ）さへ長年月に亘り、主孝に徹したるその努力と忍耐、至誠正に‘鬼神を哭（な）かしむる’（人々を深く感動させる）ものあり……

斯ように云って市兵衛を激賞しております。

これ程の美挙であり乍ら、その割に世に喧伝されなかったのは、矢張り前後して起った赤穂義士の事件が余りに派手な人気を浚（さら）つてしまったからであろうと思います。然し私は荻生徂徠先生の言われる通り、市兵衛の精神は赤穂義士のそれよりむしろ上であることを固く信ずるものであります。

幕府側の要因として考えられるのは

① 赤穂浪士の仇討ち事件が特赦に影響を及ぼしたのだろうか。

赤穂浪士の仇討ち事件（＊12）が世に喧伝され、その「自己犠牲の精神」が後の世まで感動を与えている。綱吉の政治基盤の一つである儒教（朱子学）の教えの一つ「主君に対する家臣の忠義」を実践したと捉えることもできる。幕府は仇討ちとは認めなかったのも、通常斬首刑になるところを武士の対面を重んじる切腹を申し付けた。何か含むところがあったのだろうが、その説明はされていない。

幕府は仇討ちとは認めなかったが、「主君に対する忠義」を配慮した結果ではないだろうか。

赤穂浪士の仇討ちにより「主人への忠義」が注目を浴び、「市兵衛の赦免願い」を取り上げることに影響を与えた可能性はないだろうか？根拠となる史料もないのに、つい結び付けてしまう。

＊12. 赤穂事件（資料によると）

○赤穂事件

1701年4月に江戸城中松の廊下で、赤穂藩主の浅野内匠頭が高家（江戸幕府における儀式や典礼を司る役職）の吉良上野介に小刀で斬りかかって刃傷に及んだため、徳川綱吉の怒りを買って、浅野内匠頭が即日切腹となった事件。さらには赤穂藩が取り潰しになった後、赤穂藩士の大石良雄以下47人が吉良義央を討って復讐を行い、幕府へ報告し幕府の指示に従って切腹した吉良邸討ち入り事件を指すものである。

○処分

赤穂浪士討ち入りの報告を受けた幕府は浪士等の処分を議論し、1703年3月20日、赤穂浪士が「主人の仇を報じ候と申し立て」、「徒党」を組んで吉良邸に「押し込み」を働いたとして彼らを切腹にする事を決めた。あくまで赤穂浪士達自身が「主人の仇を報じる」と「申し立てて」いるだけであって、幕府は、討ち入りは「徒党」であり仇討ちとは認めないという立場であろう。通常、こ

のような罪には斬首が言い渡されるが、赤穂浪士達の立場を考慮したのか、武士の体面を重んじた切腹という処断になった。切腹の沙汰に大石ら赤穂浪士は、涙を流したとされている。

○この事件を題材にした「忠臣蔵」が人々に好まれる理由

赤穂の旧藩士にとって吉良邸討ち入りは正義であり、「忠臣蔵」には、正義を行うために自分の身を捨てるという「自己犠牲の精神」が感じられる。これが、日本人に好まれる一つの理由ではなかろうか。この美化された爽快な「勧善懲悪」のストーリーが、時代を超えて私たちに感動を与えてくれる。

② 立て続けに発生した災害の影響

・浅間山の噴火、元禄大地震、元禄の3件の大火と災害が立て続けに発生し、被害が甚大で社会不安を起こしていた。その上、物価上昇も出始めたので、世間には、地震と噴火の元凶は為政者である將軍綱吉や幾度も貨幣を改鋳した荻原重秀の悪政の証拠だと言われ始め、社会不安が広がった。市兵衛の並々ならぬ忠義に感動し、評価したことが特赦の根底にあるのは間違いないが、それだけではなく幕政に対する悪評や社会不安を少しでも払拭せんがために市兵衛の美談を利用した可能性はないだろうか？

6. 関係者のその後と子孫

文献や資料では過酷な運命を辿った人たちのその後についてはあまり語られていない。義僕市兵衛の世にも稀な美談話に埋もれてしまったのだろうか。

① 返還された資産と市兵衛が賜った褒賞を整理する。

次郎兵衛の没収された田畑等が返還（＊13）されている。釈放された他の人たちや死没した人の家族も同様に没収された財産を賜ったのだろう。

＊13. 没収された財産の返還と市兵衛が賜った褒賞

御赦免後、次郎兵衛が没収された五町七反歩を長子・万五郎が賜った。

市兵衛は田畑六町歩の外に、山林一町歩、金子十両、さらに奉行所より脇差一腰、老中稲葉丹後守より紋付羽織一枚、比企長右左衛門はじめ47名より各金子千二百疋宛を賜るという異例の恩典に浴した。

（林壽祐著「天下の義僕姉崎市兵衛」及び齋藤孝三著「忠僕市兵衛物語」より）

② 流罪5人の名主の返還された石高（お取り上げの石高が分かっているが、そのまま返還されたとして）

名前	返還された石高または田畑（お取り上げと同じとして）
姉崎の市兵衛 （参考として、賜った田畑等）	田畑六町歩の外に、山林一町歩、金子十両、さらに奉行所より脇差一腰、老中稲葉丹後守より紋付羽織一枚、比企長右左衛門はじめ47名より各金子千二百疋宛を賜るという異例の恩典に浴した。
姉崎の次郎兵衛	40石余、長子・万五郎は次郎兵衛が没収された五町七反歩を賜った。
迎田の七郎兵衛	35石余

豊成村の甚太夫	26 石余
豊成村の重兵衛	18 石余
立野村の半十郎	35 石余

(1 石 ; 米 150kg (1,000 合、人ひとりが 1 年間に食べる米の量に相当する)。米 10kg が 5,000 円とすると、一石は (5,000 円×150kg) ÷ 10kg = 75,000 円で 40 石だと 300 万円となる。)

③ 迎田村・七郎兵衛のその後

・根本幸雄著『「おたけ」騒動余聞』より

【七郎兵衛の三宅島よりの内証文三通が子孫の根本家（迎田）に残っていて、代々大切に保管し伝えてきた。

流人の国元への内証文（*14）は厳禁されていたが、実際にはかなり行われていたらしく、七郎兵衛は船頭に頼み、江戸日本橋の米穀問屋姉前屋四郎衛門に届け、そこから飛脚によって郷里の家に届けられたという。

*14. 内証文（3 通のうちの一つ）

次郎兵衛の内証文の人名

差出人；根本七郎兵衛（花押）

宛先；山中源兵衛様（中島村）

石渡口兵衛殿（増兵衛、椎津村）

根本吉兵衛様（父）

根本弥五左衛門様（弟、今富村名主）

川野九郎兵衛殿（西野谷村、頼みにしていた親戚の一人）

根本大八との（嗣子、後に吉兵衛と称す）

根本弥五左衛門は実弟で、今富村の名主家の養子となり名主役を勤めている。七郎兵衛の留守宅の一切の面倒を見ていた、七郎兵衛が最も頼みにしていた親戚の一人である。

川野九郎兵衛は西野谷村住、七郎兵衛が頼みにしていた人物である。

七郎兵衛（（元迎田村名主、本名・根本七郎兵衛）は 1706 年 9 月の帰国に際し、島より幼い少年一人を伴い来る。少年の出自についての言い伝えは一切ない。そして 1708 年、49 歳のとき、長子・大八に家督を譲る。以後、消息は不明。位牌・墓石にその名は見えず、家伝すらない。嗣子・大八は祖父の名を継ぎ、吉兵衛と称した。】とある。

・椎津・八坂神社の神社由緒碑より

（椎津・八坂神社は元祇園牛頭天王社で現在のところに遷祀されたといわれる。明治 2 年に現在の八坂神社に改称）

【神社由緒碑の裏面に、「八坂神社例祭には課ならず（必ず？）隣村迎田の根本家より真竹の寄進を受けた後、例祭式及び神輿の渡御（とぎょ、お出まし）が行われる。代々名主の根本家の隣り地は、字天王谷と称し、祇園牛頭天王様が奉祀されていたと伝えられていた。その昔、……」の一文がある（「姉崎を知る会」石黒修一氏の資料による）】

七郎兵衛の嗣子・大八（のちに吉兵衛）が迎田村の名主を引き継、その子孫が代々迎田村名主を引き継いできたとみて間違いなかろう。根本七郎兵衛名義の 3 通の内証文（手紙）を、代々大切に

保管してきた根本家の幸雄氏が七郎兵衛の子孫であると公言されている。幸雄氏に確認するまでもなく、この由緒碑に書かれている迎田村の代々名主の根本家は迎田村の元名主・根本七郎兵衛、その嗣子・根本吉兵衛の子孫だろう。

なお、七郎兵衛は迎田村に帰ってきてから、倅に家督を譲り（おそらく名主も引き継いだのだろうと推測する。）、その後消息不明となっているが、三宅島から伴ってきた少年を連れて三宅島に戻り、そこで過ごしたと推測される。少年は島の女との間に生まれた子で、七郎兵衛がとても可愛がっていたのだろうと容易に推測できる。おそらく迎田村に少年の居場所がなかったのであろう。さらには七郎兵衛が少年を迎田に連れ帰ったことにより七郎兵衛自身の居場所がなくなったのかもしれない。

因みに根本幸雄氏によれば、七郎兵衛が国元への土産に英一蝶の絵二幅を持ち帰り、島からの手紙には英一蝶にも触れているので、お互いに交流があったと考えるのが自然である。

④ 次郎兵衛のその後

次郎兵衛（本名・齋藤次郎兵衛）と長子・万五郎の墓は妙経寺の境内の市兵衛の墓を挟んで建っている。田畑家屋を賜った次郎兵衛・万五郎親子はもう姉崎村の名主ではなかったが、死ぬまで姉崎村で過ごしたことが分かる。その子孫に関する史資料は見つからない。



⑤ 豊成村の甚太夫と重兵衛、立野村の半十郎のその後 史資料が見つからないので、分からない。

⑥ 遠島後赦免された5人の名主その後のまとめ

名	姓	倅	備 考
姉崎村・次郎兵衛	齋藤	万五郎	姉崎妙経寺の市兵衛の墓を挟んで、次郎兵衛とその倅万太郎の墓があるので、姉崎村で過ごしたことは間違いなかろう。しかし、その子孫に関しての資料は見つからない。
迎田村・七郎兵衛	根本	大八（のちに吉兵衛）	・ 子孫が代々、迎田村の名主を引き継いできたとも見て間違いなかろう。 ・ 子孫の根本幸雄氏によれば 「七郎兵衛の手紙に出て来る安の丞は赦免嘆願書に

			も訴訟人として名を連なれているが、七郎兵衛が頼みにしていた人で、その子孫の人々は未詳」と。
豊成村・甚太夫	？	七平（嘆願書の訴訟人）？	赦免嘆願書に訴訟人として名を連なれているが、迎田村のように倅とは限らないし、史資料が無くて子孫のことは分らない
豊成村・十兵衛	？	重三郎（嘆願書の訴訟人）？	同上
立野村・半十郎	？	吉兵衛（嘆願書の訴訟人）？	同上
島野村（参考）	落合		

この他の関係者で、片又木村名主・次郎右衛門は牢死し、次郎右衛門の赦免嘆願運動をしていた倅・長兵衛も死没した。長兵衛の子孫に関する史資料は見つからない。

片又木の齋藤徳利家に『おたけ騒動』関連の古文書が多く残されているので、徳利氏が片又木村名主・次郎右衛門の子孫とすれば、その場合次郎右衛門の苗字は齋藤となる。

私文書では、姉崎村の次郎兵衛が齋藤次郎兵衛を名乗り、迎田村の七郎兵衛が根本七郎兵衛を名乗っていたことが分かる。当時、庶民も名字を持っていたことを改めて認識した。（寺社に残されている江戸時代の庶民の私文書には、苗字が書かれているものが数多く見つかった）

7. 義僕市兵衛の末裔

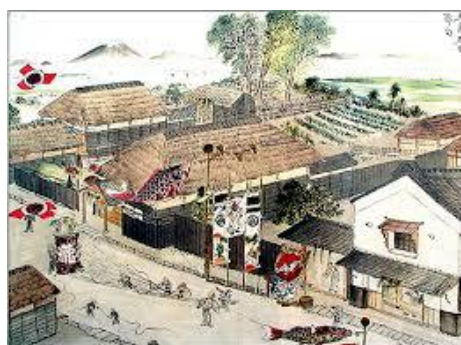
資料によると、

【・12代当主・齋藤孝（1877～1967年）は故郷の姉崎をこよなく愛し、私財を投じて、画家の広瀬盧竹（1842～1913年）に地域の行事・風俗・伝承を描かせ、『故郷姉崎町年中行事』（*15）『古今記録』（*16）を作るなど、姉崎の歴史を後世に残すことに尽力されました。（「姉崎を知る会」石黒修一氏）

*15. 故郷姉崎町年中行事

明治時代の姉崎の年間行事・くらし・伝承・風俗・風景を絵で伝える貴重な画帳。

そのうちの2例



・『忠僕市兵衛物語』（1978年）は市兵衛の子孫、齋藤家十三代目・齋藤孝三（たかぞう）氏が書かれたものです。

齋藤家十二代目・齋藤孝（たかし）氏は私財を投じて神社仏閣、故事、古蹟を後世に残すことに尽

力なされ、姉崎地域の各所にその功績を残されております。

孝三氏はこの父親の志を継ぎ、地域文化の発展に盡し、市議会議員も務められておられました。

(『忠僕市兵衛物語』の紹介文より)】

なお、姉ヶ崎に齋藤家の立派な屋敷が残されている。現当主・14代目はそこに住んでいないそうだが。

*16. 古今記録

齋藤孝氏が「姉崎の事蹟を後世に残すこと」を目的として、明治四十三年に編纂した姉崎の記録書である。

当時の姉崎の旧家、神社仏閣などに残された古文書、伝承、風習などを収集したもので、『故郷姉崎町年中行事』と共に、当時の姉崎を知るうえで貴重な資料である。

その内容は

序

姉崎村御地頭御代官年代記

姉崎大明神御寄進覺

姉崎村高并天羽田新田共

村方用水御地頭普請

組合村

年中行事

御由緒記

姉崎神社

姉崎町長遠寺

瓢塚ノ記

名誉三事跡

義僕市兵衛記

孝子五郎

修来館史記評林改訂

姉崎八景

近隣名勝及神社仏閣

千葉縣 偉人九名

姉崎町古今名誉家

姉崎町俳諧五大家

姉崎町五名刹

市兵衛ハ赤穂義士ニ優ルノ説

各墓所

あとがき



①赤穂浪士の仇討ちの影響

綱吉は主人に対する「忠義」や、思いやりの心を持つ「仁」など、**綱吉**は儒教の教えを政治の基盤としていた。そして「生類憐みの令」を発令したが、それが「おたけ騒動」でかくも過重の刑を引き起こした遠因だろう。しかし、「赤穂浪士の仇討ち」で主君への忠義が世に喝采され、それで幕閣内に市兵衛の主人に対する忠義に注目が集まることになって、結果として勘定奉行・荻原重秀が感動して特赦につながったとすれば、綱吉の政治基盤の一つである儒教（特に朱子学）の「主人に対する忠義」が、赦免を取り上げる遠因になったというのはうがち過ぎだろうか？根拠もなく妄想かもしれない。しかし、もしそうだとすると皮肉なものだ。

主人に対する忠義が日常でそれほど発揮されていなくて、綱吉の政治方針が引き起こした過重の刑に絡み、過重に処罰された犯罪人の赦免嘆願運動において主人に対する忠義が発揮され、綱吉自ら処罰を即断した犯罪人の家臣赤穂浪士が仇討ちした事件で主君に対する忠義が発揮されたことになり、それらを評価したことになる。

②災害や貨幣改鑄の影響

元禄の大地震、宝永の大地震、富士山の宝永大噴火と自然災害が立て続き、直接の被害に加え、噴煙や粉塵による凶作で経済も冷え込んでいたのだろう。それに元禄の大火といわれる三大火災が3度も発生した。その上に行き過ぎた政策の「生類憐みの令」に人々はほとんど困っていたのだろう。

小判の増量で、幕府は500万両の増収をあげたが、貨幣価値の下落と物価の騰貴を引きおこし、人々の生活は圧迫されたと庶民は認識した。

世間では、これ等自然災害は綱吉と荻原の悪性の所為だと噂し、それを少しでも拭払するために市兵衛の事績を明るい話題として取り上げた可能性はないのだろうか？

荻原重秀は林大学頭に命じて、「市兵衛記」をまとめ上げさせて、昌平坂学問所（旗本や家人を問わず幕臣とその子弟の学問吟味を行う）等を通じて江戸中に流布させている含みがあつてのことだろう。また御赦免に先立ち、姉崎村の領主に就任している。斎藤市兵衛を格別に遇するために幕閣に働きかけて就任したのであろう。

③ 荻原重秀の個性、能力

荻原重秀は大胆かつ豪胆な性格のようで、名奉行といわれ、貨幣改鑄のみならず経済政策を一手に引き受けて辣腕をふるっていた。市兵衛の赦免嘆願運動に遭遇し、赦免願いを取り上げれば、自分の裁きが過重だったと認めることにつながり、幕閣や世間から批判される可能性があるにも関わらず、そのことを顧みることなく、將軍綱吉や幕閣に特赦を説得し、そのうえ特赦直前に姉崎村と天羽田村の地頭（領主）に就任し、市兵衛に両村の田畑を含む褒美を与えている。荻原重秀だからこそできたことで、その個性と能力が十分に発揮されたと推測される。勘定奉行が凡庸な人物であれば、おそらく取り上げなかっただろう。

9. さいごに

赦免につながる複数の要因があつたのは間違いないが、市兵衛の並外れた功績はいささかも揺るぐものではありません。

荻原重秀が書き物を残してくれれば、幕府財政の困窮度合、経済政策に対する思い、「おたけ騒動・義僕市兵衛」の裁きと赦免に到った背景や思いも書かれていたかもしれないと思うと、書き物を一切残していないのがかえすがえすも残念です。

不幸にも「おたけ騒動」に巻き込まれてしまったご家族、子孫の方の繁栄を祈念するところですが、史資料が見つからなくほとんど分っていません。狭い地域なので姓と地名で子孫の方を迎れるかもしれないと思ったりもしたのですが、個人情報なので迎田の根本家のように子孫の方に声を上げていただくしかないと思います。遠島先からの内証文は姉前屋四郎左衛門がかかわっていたので、七郎兵衛以外の流人も内証文を出していた可能性が大きいと思います。関係子孫の方のお家に内証文や伝承が残っていること、さらにはそれを公表していただけることを期待してやみません。

参考資料

- ・ 林壽祐著；義僕姉崎市兵衛
 - ・ 齋藤栄次郎著；義僕市兵衛伝
 - ・ 大室晃著；お竹騒動・市兵衛記
 - ・ 小幡重康；義僕市兵衛（付、農民と鉄砲）
 - ・ 根本幸雄著；「おたけ」騒動余聞
 - ・ 齋藤孝三著；忠僕市兵衛物語
 - ・ 宮本敬一著；深城村元禄鉄砲騒動・一名「市兵衛記」関係史料（姉崎公民館主催事業「市原の歴史」より）
 - ・ 石黒修一氏；「姉崎を知る会」の資料
 - ・ 宮本敬一著；深城村鉄砲誤射事件「お竹騒動」を読む
 - ・ ウィキペディア
- 以上